



国総国物第82号

登 録 通 知 書

株式会社セイシン

代表取締役 洪 政孝 殿

平成25年9月30日付で申請のあった外国人等による船舶運航事業者の行う国際貨物運送に係る貨物利用運送事業(第一種貨物利用運送事業)に係る登録は、貨物利用運送事業法第37条第1項の規定に基づき、申請のとおり登録したので、同法同条第2項の規定に基づき通知する。

利用運送機関の種類：外 航 海 運

業 務 の 範 囲：一 般 事 業

平成26年1月14日

国土交通大臣

太田 昭宏

